

資料 1

平成30年度及び平成31年度の保険料率等

山口県後期高齢者医療広域連合事務局

業

務

課

平成30年度及び31年度の保険料率及び 平成30年度の制度改正について

1 制度の概要

(1) 医療給付費の約1割は保険料

医療給付費は、公費、現役世代の支援金及び被保険者の保険料で賄う。

医療給付費の財源内訳

財 源	割 合	備 考
公費（税金）	約5割	国2/3、都道府県1/6、市町村1/6
現役世代の支援金	約4割	
被保険者の保険料	約1割	

(2) 保険料率の算定

保険料は均等割額と所得割額からなり、その保険料率は各都道府県の医療費水準、所得水準等により各広域連合が定める。

(3) 保険料率の改定

診療報酬及び後期高齢者負担率が2年に一度改定。それに併せて保険料率を改定。平成30年度が改定の年になる。

後期高齢者負担率は世代間の負担の公平を維持するため、人口構成に占める後期高齢者と現役世代の比率の変化に応じて、それぞれの負担割合を変えていく仕組み。

これにより、後期高齢者の保険料による負担割合（1割）は高まり、現役世代の支援の割合は、約4割を上限として減少する。

2 被保険者数及び医療費の推計等

(1)被保険者数（各年度末現在）

(単位：人)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実数	234,813	239,797	244,779	248,655
伸び率（対前年度）		2.12%	2.08%	1.58%
伸び率（対28年度）			4.24%	5.89%

(2)医療費総額

(単位：円)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実数	238,043,648,223	245,792,564,345	249,466,893,039	255,002,389,200
伸び率（対前年度）		3.26%	1.49%	2.22%
伸び率（対28年度）			4.80%	7.12%

(3)医療給付費総額

(単位：円)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実数	219,269,416,235	226,560,586,497	229,465,170,513	234,561,154,059
伸び率（対前年度）		3.33%	1.28%	2.22%
伸び率（対28年度）			4.65%	6.97%

(4)被保険者1人当たり医療給付費

(単位：円)

	28年度実績	29年度見込	30年度見込	31年度見込
実数	944,272	956,573	948,729	952,347
伸び率（対前年度）		1.30%	-0.82%	0.38%
伸び率（対28年度）			0.47%	0.86%

⇒ 1人当たり医療給付費の増減に連動し、必然的に1人当たり保険料が増減

(5)後期高齢者負担率

	負担率	前年比
28・29年度	10.99%	
30・31年度	11.18%	(+0.19%)

(6)診療報酬改定

	改定率	備 考
28年度	△0.84%	(本体・薬価・材料価格の合計)
30年度	△1.19%	(") 前年比△0.35%

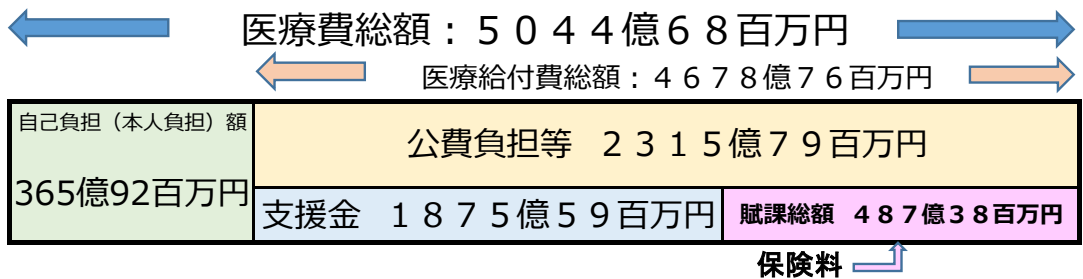
(7)一人当たり所得額

	金額	前年比
28・29年度	642,162円	
30・31年度	634,672円	(△1.17%)

3 平成30・31年度の賦課総額の試算

前項2の被保険者数及び医療費の推計等により見込まれる保険料の賦課総額及びこれに必要な保険料率は次の通り試算される。

(1)賦課総額：487億38百万円



(2)保険料率(一人当たり)

※上記賦課総額(被保険者の保険料)より1人当たり賦課額を試算

	所得割率	均等割額	1人当たり賦課額
所得割：均等割 =46：54	10.67% (+0.15% ^イ)	54,167円 (+1,777円)	100,338円 (+3,301円)

※()内は平成28・29年度算定時からの増加分

4 本広域連合の保険料増加抑制策（案）

● 保険料率の増加を剰余金及び財政安定化基金の活用により抑制

(1) 剰余金 6 億円

(2) 財政安定化基金 9.5 億

厚生労働省通知の主旨を踏まえ、前回算定時の活用額を上回らない額を活用。

※基金の設置目的：① 予定保険料収納率を下回って生じた保険料不足額の補填

② 医療給付費増高による不足財源の補填

③ 保険料率の増加抑制

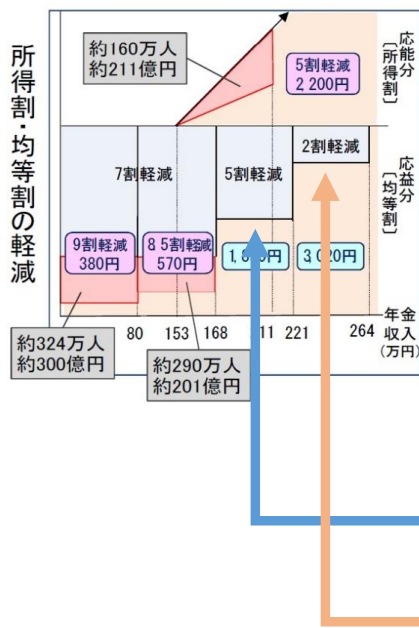
5 算定結果

抑制案	所得割率	均等割額	1人当たり賦課額 (軽減前)
(抑制策なし) 所得割：均等割 = 46 : 54	10.67% (+0.15 [㊦] イト)	54,167円 (+1,777円)	100,338円 (+3,301円)
剰余金6億 + 基金なし 所得割：均等割 = 46 : 54	10.52% 増減なし	53,500円 (+1,110円)	99,098円 (+2,061円)
剰余金6億 + 基金9.5億 所得割：均等割 = 46 : 54	10.28% (△0.24 [㊦] イト)	52,444円 (+54円)	97,122円 (+85円)

※()内は平成28・29年度算定時からの増加分

6 保険料率の軽減対策

(1) 保険料率算定時における制度の見直し



平成30年度より所得割軽減がなくなります。

保険料軽減の対象世帯を拡大するため、均等割軽減基準額を下記のとおり変更します。

	平成30年度
5割軽減	330,000円 + (275,000円 × 被保険者数) (5,000円増)
2割軽減	330,000円 + (500,000円 × 被保険者数) (10,000円増)

* この拡充策により保険料が微増に止まる方、または減少する方が発生します。

その他の見直し

① 元被扶養者の均等割の軽減の変更

平成30年度より均等割軽減が7割軽減から5割軽減となります。

② 保険料の賦課限度額の変更

平成30年度より57万円から62万円となります。

7 年金収入額別保険料額の比較

※被保険者夫婦2人世帯で夫は年金収入のみ、妻は年金収入80万円以下の場合の夫の保険料

夫の年金収入額	均等割 軽減	所得割 軽減	28・29年度	30・31年度	上段：増加額 下段：増加率
80万円	9割		5,239円	5,244円	5円 0.09%
153万円	8.5割		7,858円	7,866円	8円 0.10%
168万円	8.5割		15,748円	23,286円	7,538円 47.87%
221万円	5割		97,731円	96,126円	△ 1,605円 △ 1.64%
223万円	5割		115,552円	98,182円	△ 17,370円 △ 15.03%
264万円	2割		158,684円	156,063円	△ 2,621円 △ 1.65%
268万円	2割		173,370円	160,175円	△ 13,195円 △ 7.61%
330万円	なし		238,594円	234,400円	△ 4,194円 △ 1.76%
730万円	なし		570,000円	575,696円	5,696円 1.00%
800万円	なし		570,000円	620,000円	50,000円 8.77%

保険料率改定推移

		所得割率	均等割額	1人当たり保険料 【軽減前】	1人当たり保険料 【軽減後】
平成20・21年度	所得割：均等割 = 48 : 52	8.71%	47,272円	91,000円	64,779円
平成22・23年度	所得割：均等割 = 47 : 53	8.73% (+0.02 [㊦] イト)	46,241円 (△1,031円)	87,199円 (△3,801円)	64,299円 (△480円)
平成24・25年度	所得割：均等割 = 47 : 53	9.45% (+0.72 [㊦] イト)	47,474円 (+1,233円)	89,604円 (+2,405円)	66,504円 (+2,205円)
平成26・27年度	所得割：均等割 = 47 : 53	10.17% (+0.72 [㊦] イト)	50,431円 (+2,957円)	95,187円 (+5,583円)	69,408円 (+2,904円)
平成28・29年度	所得割：均等割 = 46 : 54	10.52% (+0.35 [㊦] イト)	52,390円 (+1,959円)	97,037円 (+1,850円)	69,414円 (+6円)
平成30・31年度	所得割：均等割 = 46 : 54	10.28% (△0.24 [㊦] イト)	52,444円 (+54円)	97,122円 (+85円)	71,702円 (+2,288円)

※()内は前回算定時からの増加分